

高梁川水系小田川付替事業環境影響評価 技術検討委員会

評価書に対する国土交通大臣意見と
対応方針について

平成26年 2月 7日

国土交通省中国地方整備局

1. 評価書に対する国土交通大臣の意見と事業者の考え方について

1. 評価書に対する国土交通大臣の意見

項目		予測の結果	環境保全措置	事後調査	配慮事項	国土交通大臣の意見
全般的事項		—	—	—	—	<p>I</p> <p>I-1. より一層の環境影響の低減への配慮</p> <p>I-2. 環境保全措置等の結果の取り扱いへの配慮</p> <p>I-3. 環境調査及び対策等の公表</p> <p>II</p> <p>II-1. 改変・造成がなされる河川区間における環境配慮について</p>
生態系	典型性(河川域) 「E. 小田川の滯筋が複雑で小水路が平行して流れる区間」	・「E. 小田川の滯筋が複雑で小水路が平行して流れる区間」の典型性への環境影響は極めて小さい。	・実施しない。	—	・動植物の生息・生育の状況及び生息・生育環境の状況の監視 工事の実施前、実施期間中及び供用開始後に、専門家の指導及び助言を得ながら、工事箇所周辺及び小田川の下流における重要な動植物の生息・生育の状況及び生息・生育環境の状況等の監視を行う。特に、ワンド及び湿生地、低水路の水際を利用する動植物の重要な種に留意する。著しい影響がみられる場合、または発生するおそれのある場合には、環境に及ぼす影響について調査し、必要に応じて適切な措置を講じる。	<p>II-2. 在来のタナゴ類の生息環境の保全について</p> <p>II-3. 小田川付替え河道の水位等の予測・評価について</p>
	典型性(河川域) 「小田川付替え河道の出現」	・「E. 小田川の滯筋が複雑で小水路が平行して流れる区間」と類似した生息・生育環境に遷移すると予測される。	・実施しない。	—		<p>II-4. 小田川付替え河道の多自然川づくりについて</p>
水質	健康項目	【工事中】 ・砒素及び鉛の変化は極めて小さいと予測。 ・環境基準値に対しては、工事前と同様に超過しないと予測。	・実施しない。	—		<p>II-5. 小田川付替え河道における有害物質の監視について</p>

1.1 国土交通大臣意見 I への対応について

・国土交通大臣意見 I

国土交通大臣意見 I	事業者の対応
<p>I-1. 本事業については、付替え後の河道は現況の小田川に類似した河川環境になることが予測されることから、小田川に生息している在来のタナゴ類や柳井原貯水池に生育している在来のアサザ等の生息・生育環境を考慮する等の環境影響の低減に向けた取組が見られるところであるが、事業の実施にあたっては、<u>環境保全技術の開発の進展等に鑑み、実行可能な範囲内で新技術を取り入れるよう、より一層の環境影響の低減に努めること。</u></p> <p>I-2. 環境保全措置等の実施にあたっては、<u>その結果が保全対象動植物の生態に関する科学的知見の基礎資料として活用できるよう実行可能な範囲内で配慮すること。</u></p> <p>I-3. 今後、事業実施に伴い必要となる環境に関する調査及び対策等については、<u>内容及び費用を公表すること。</u></p>	<p>事業実施にあたって配慮すべき全般的な事項についてのご意見であり、評価書の補正は行いませんが、適切に対応していくこととします。</p>

1.2 国土交通大臣意見Ⅱへの対応について

・国土交通大臣意見 Ⅱ

国土交通大臣意見 Ⅱ	事業者の対応
<p>Ⅱ－1. 改変・造成がなされる河川区間における環境配慮について</p> <p>河川の自然環境の再生を図るため、改変・造成がなされる河川区間の河岸形状等の<u>詳細な設計、構造の決定及び施工を行うに当たっては、水生生物の生息や河川の動植物に配慮すること。</u></p>	<p>詳細な設計、構造の決定及び施工を行うに当たっては、水生生物の生息や河川の動植物に配慮するため、多自然川づくりの取組を行うこととし、評価書の第6章第1節第9項にその旨を加筆しました。</p>
<p>Ⅱ－2. 在来のタナゴ類の生息環境の保全について</p> <p>① 本事業により在来のタナゴ類の生息に適さない環境となることが予測される区間においては、<u>在来のタナゴ類の生息にとって良好な環境の再生を図ること。</u></p> <p>② また、水位及び流速が変化する区間において、<u>生息・生育環境の状況の監視を行い、その結果、生息・生息環境に悪影響が生じている又は生じるおそれがある場合には、適切な環境保全措置を講じること。</u></p>	<p>① 工事の実施の際には、専門家の指導及び助言を得ながら、小田川に生息している在来のタナゴ類の生息にとって良好な環境の再生を図るよう配慮することとし、評価書の第6章第1節第9項にその旨を加筆しました。</p> <p>② 生息・生育環境の状況の監視については、評価書の第6章第1節第9項に記載していましたが、特に小田川に生息している在来のタナゴ類に留意することを加筆しました。</p>
<p>Ⅱ－3. 小田川付替え河道の水位等の予測・評価について</p> <p><u>詳細な設計、構造等の決定及び施工の検討に当たっては、検討の実施と併せて、必要に応じて、当該区間及びその上下流の水位等の予測・評価を行い、適切な環境保全措置を講じること。</u></p>	<p>詳細な設計、構造の決定及び施工を行うに当たっては、必要に応じて、当該区間及びその上下流の水位等の予測を行い、多自然川づくりの取組を行うこととし、評価書の第6章第1節第9項にその旨を加筆しました。</p>
<p>Ⅱ－4. 小田川付替え河道の多自然川づくりについて</p> <p><u>多自然川づくりの検討を行うに当たっては、順応的管理を通じて、小田川の在来水生生物の生息環境が確保され、多様な生物群集が形成されるよう、魚類等の上下流への移動確保や外来種対策を行うこと。</u></p>	<p>小田川付替え河道の多自然川づくりの検討を行うにあたっては、専門家の指導及び助言を得ながら、河川を利用する在来の動植物の生息・生育環境の確保、外来生物の抑制対策等に配慮することとし、評価書の第6章第1節第9項にその旨を加筆しました。</p>
<p>Ⅱ－5. 小田川付替え河道における有害物質の監視について</p> <p>柳井原貯水池の底質からは、鉛及び砒素が確認されていることから、<u>小田川付替え河道の区間においても、鉛や砒素等の有害物質を対象とした水質監視を行うとともに、影響が認められる場合には、適切な環境保全措置を講じること。</u></p>	<p>工事の実施に際しては、専門家の指導及び助言を得ながら、鉛や砒素等の水質の監視を行い、著しい影響が見られる場合、または発生するおそれのある場合には、環境に及ぼす影響について調査し、必要に応じて適切な措置を講じることとし、評価書の第6章第1節第4項にその旨を加筆しました。</p>

評価書	評価書の補正
<p>6.1.9 生態系</p> <p>6.1.9.4 環境保全措置の検討</p> <p>(4) 環境保全措置と併せて実施する対応</p> <p>生態系に対して、環境保全措置と併せて次の環境配慮を行うものとする。</p> <p>1) サギ類のねぐらに対する配慮</p> <p>サギ類のねぐら周辺の樹林地の伐採時期に配慮する。</p> <p>2) サギ類の個体の誘導に関する実験</p> <p>工事実施前に、デコイによる誘導実験等を行い、環境保全措置を実施するにあたり、適切な時期、方法等の確認を行う。</p> <p>3) 動植物の生息・生育の状況及び生息・生育環境の状況の監視</p> <p>工事の実施前、実施期間中及び供用開始後に、専門家の指導及び助言を得ながら、工事箇所周辺及び小田川の下流における重要な動植物の生息・生育の状況及び生息・生育環境の状況等の監視を行う。特に、ワンド及び湿生地、低水路の水際を利用する動植物の重要な種に留意する。著しい影響がみられる場合、または発生するおそれのある場合には、環境に及ぼす影響について調査し、必要に応じて適切な措置を講じる。</p> <p>4) 外来生物の拡散の防止等</p> <p>工事の実施の際には、柳井原貯水池及びその周辺に生息・生育する外来生物の拡散防止を行う。また、重要な種等を捕獲した場合は、専門家の指導及び助言を得ながら、周辺の生息適地へ移植を行う。</p>	<p>6.1.9 生態系</p> <p>6.1.9.4 環境保全措置の検討</p> <p>(4) 環境保全措置と併せて実施する対応</p> <p>生態系に対して、環境保全措置と併せて次の環境配慮を行うものとする。</p> <p>1) サギ類のねぐらに対する配慮</p> <p>サギ類のねぐら周辺の樹林地の伐採時期に配慮する。</p> <p>2) サギ類の個体の誘導に関する実験</p> <p>工事実施前に、デコイによる誘導実験等を行い、環境保全措置を実施するにあたり、適切な時期、方法等の確認を行う。</p> <p>3) 動植物の生息・生育の状況及び生息・生育環境の状況の監視</p> <p>工事の実施前、実施期間中及び供用開始後に、専門家の指導及び助言を得ながら、工事箇所周辺及び小田川の下流における重要な動植物の生息・生育の状況及び生息・生育環境の状況等の監視を行う。特に小田川に生息している在来のタナゴ類をはじめとするワンド及び湿生地、低水路の水際を利用する動植物の重要な種に留意する。著しい影響がみられる場合、または発生するおそれのある場合には、環境に及ぼす影響について調査し、必要に応じて適切な措置を講じる。</p> <p>4) 小田川に生息している在来のタナゴ類の生息環境の保全</p> <p>工事の実施の際には、専門家の指導及び助言を得ながら、小田川に生息している在来のタナゴ類の生息にとって良好な環境の再生を図るよう配慮する。</p> <p>5) 外来生物の拡散の防止等</p> <p>工事の実施の際には、柳井原貯水池及びその周辺に生息・生育する外来生物の拡散防止を行う。また、重要な種等を捕獲した場合は、専門家の指導及び助言を得ながら、周辺の生息適地へ移植を行う。</p> <p>6) 小田川付替え河道の多自然川づくりにおける配慮</p> <p>小田川付替え河道の多自然川づくりの検討を行うにあたっては、専門家の指導及び助言を得ながら、河川を利用する在来の動植物の生息・生育環境の確保、外来生物の抑制対策等に配慮する。</p>

II-2②

II-2①

II-1
II-3
II-4

新たな予測・評価を伴う変更はない。

評価書	評価書の補正
<p>6.1.4 水質 6.1.4.4 環境保全措置の検討 (1) 環境保全措置の検討項目 工事の実施における土砂による水の濁り、健康項目、富栄養化及び溶存酸素量、並びに土地又は工作物の存在及び供用における土砂による水の濁り、富栄養化及び溶存酸素量への影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減するための環境保全措置として、表6.1.4-66に示すとおり、検討した。 工事の実施における土砂による水の濁り、健康項目及び溶存酸素量、並びに土地又は工作物の存在及び供用における土砂による水の濁り及び溶存酸素量は、全ての予測地点において影響はない又は影響が極めて小さいと予測され、また工事の実施並びに土地又は工作物の存在及び供用における富栄養化は、全ての予測地点において影響は極めて小さいと予測されることから、環境保全措置の検討は行わない。</p> <p style="text-align: center;">表6.1.4-66 環境保全措置の検討項目 (省略)</p>	<p>6.1.4 水質 6.1.4.4 環境保全措置の検討 (1) 環境保全措置の検討項目 工事の実施における土砂による水の濁り、健康項目、富栄養化及び溶存酸素量、並びに土地又は工作物の存在及び供用における土砂による水の濁り、富栄養化及び溶存酸素量への影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減するための環境保全措置として、表6.1.4-66に示すとおり、検討した。 工事の実施における土砂による水の濁り、健康項目及び溶存酸素量、並びに土地又は工作物の存在及び供用における土砂による水の濁り及び溶存酸素量は、全ての予測地点において影響はない又は影響が極めて小さいと予測され、また工事の実施並びに土地又は工作物の存在及び供用における富栄養化は、全ての予測地点において影響は極めて小さいと予測されることから、環境保全措置の検討は行わない。</p> <p style="text-align: center;">表6.1.4-66 環境保全措置の検討項目 (省略)</p> <p>(2) 環境保全措置と併せて実施する対応 工事の実施に際しては、専門家の指導及び助言を得ながら、水質の監視を行う。なお、著しい影響が見られる場合、または発生するおそれのある場合には、環境に及ぼす影響について調査し、必要に応じて適切な措置を講じる。</p>

} II-5

新たな予測・評価を伴う変更はない。